

北九州市生産性向上・賃金引上げ奨励金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、過去最大の地域別最低賃金の上げ幅の中、さらなる生産性向上・賃金引上げ応援を加速するため、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金「業務改善助成金」(以下「国の助成金」という。)の交付決定を受けた事業者のうち、事業場内の最低賃金を一定以上引き上げる事業者に対して、予算の範囲内において、北九州市生産性向上・賃金引上げ奨励金(以下「奨励金」という。)を交付する。

(交付対象事業者)

第2条 奨励金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 北九州市内に事業場があること。
- (2) 福岡労働局に交付申請を行い、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間に国の助成金の交付決定通知書(以下「国の交付決定通知書」という。)を受けている事業者であり、北九州市内の事業場において事業場内最低賃金を70円以上引き上げた者であること。
- (3) 前号の規定に関わらず、令和8年4月1日から令和8年8月31日までの間に国の交付決定通知書を受け取った中小企業事業者で、令和8年8月31日までに当該事業場内最低賃金を再度引き上げ、国の交付決定前の事業場内賃金から70円以上引き上げた者を含む。
- (4) 国の交付決定通知書及び当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き上げを明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、就業規則等)を適切に整備し、保管している事業者であること。
- (5) 労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (6) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給(偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする事。)をした事業者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する接待飲食等営業(料亭を除く。)及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (8) 国、県または市町村が出資による権利を有する事業者でないこと。
- (9) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる事業者でないこと。
- (10) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者でないこと。

- (1 1) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる事業者でないこと。
- (1 2) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる事業者でないこと。
- (1 3) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者でないこと。
- (1 4) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (1 5) 市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等奨励金の交付が適当でないと認められる事業者でないこと。

(交付額等)

第3条 奨励金の交付額は、以下のとおりとする。

1 0万円×引き上げる労働者数※

※福岡労働局に交付申請を行い、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間に交付決定通知を受けた、国の助成金の様式第1号別紙2「事業実施計画書」(以下「事業実施計画書」という)に基づく人数。

2 前項の規定に関わらず、奨励金交付額算定に係る、1事業者あたりの賃金を引き上げる労働者数の上限は、合計5人までとする。

(交付申請等の手続き)

第4条 奨励金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、別紙「北九州市生産性向上・賃金引上げ事業奨励金交付申請書」(以下「交付申請書」という。)(様式1)を令和9年3月5日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 申請総括表(様式第2号)
- (2) 照会同意書・回答同意書(様式第6号・7号)
- (3) 国の交付決定通知書の写し
- (4) 事業実施計画書の写し
- (5) 労働基準監督署に届け出た就業規則の写し※1、2
- (6) 賃金引上げ後1か月の賃金台帳※3
- (7) その他奨励金交付に関して市長が必要と認める書類

※1 事業場内最低賃金額が当該支給対象となる額以上と分かる就業規則を提出するものとする。なお、10人未満の事業者については就業規則に準ずるものを提出し、労働基準監督署への届け出については必要としない。

※2 賃金引上げ日(就業規則等の改正の施行日等)が分かるものとする。

※3 賃金引上げ1か月後を目途に提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 第4条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

- (2) 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第4条に規定する書面等により行われたものとみなす。
- (3) 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

(交付の決定等)

第6条 市長は、奨励金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、奨励金を交付すべきことが適当と認めるときは、奨励金の交付の決定を行い、奨励金の交付を申請した者に文書(様式第3号)により通知するものとする。

- 2 市長は、奨励金の交付目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付するものとする。
- 3 市は、第4条第2項に掲げる提出書類を基に、奨励金の交付内容について審査するとともに、計画提出時から実際の賃金引上げ人数の変動が生じるなど、返還が生じた場合は、別紙「北九州市業務改善・賃金引上げ奨励金交付決定取消通知書」(様式4)により交付決定を取り消す旨の通知を行い、返還を請求するものとする。
- 4 申請者は第4条第2項に掲げる「事業実施計画書」に変更が生じた場合は、速やかに市に報告しなければならない。市は前項の規定を含め、申請者に対し必要な対策を講じる。

(申請の取下げ)

第7条 奨励金の交付を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を受領した日から15日以内に北九州市業務改善・賃金引上げ奨励金取下げ申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第8条 市長は、奨励金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は前条の市長の指示に従わなかったとき。

(3) 第2条に規定する交付対象事業者の条件を満たさないとき。

2 交付決定の取消しにより交付対象事業者に損害が生じた場合であっても、市は損害の責めを負わないものとする。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、奨励金の交付決定を取り消す場合には、当該奨励金の交付を受けた者に対し、北九州市生産性向上・賃金引上げ奨励金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により当該奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、既に奨励金が交付されているときは、期間を定めて当該奨励金の返還を命ずるものとする。

2 市長は奨励金の返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求することができるものとする。

(帳簿の備付等)

第11条 奨励金の交付を受けた事業者は、交付対象事業の収支に関する帳簿及び関係書類について交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。